

第6号議案 令和6年度長崎市一般会計予算

目次	ページ	説明書 記載頁
1 市民健康部 当初予算比較表	2	
2 【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか（2. 1. 1）	3～10	112～113
3 後期高齢者保健事業及び介護予防一体的実施事業費（3. 1. 9）	11～12	166～167
4 看護師等確保支援費補助金（4. 1. 1）	13～17	184～185
5 地方独立行政法人長崎市立病院機構（運営費負担金）（4. 1. 1）	18～22	186～187
6 がん検診等事業費（4. 1. 5）	23～27	190～191
7 がん患者アピアランスケア用品購入費補助金（4. 1. 5）	28～29	190～191
8 動物管理対策費（4. 1. 8）	30～32	194～195
9 まちねこ不妊化推進費（4. 1. 8）	33～36	194～195
10 継続費 動物愛護管理センター解体費負担（4. 1. 8）	37～39	324～325

市民健康部

令和6年2月

市民健康部 当初予算比較表(人事課所管の給与費を除く)

(単位：千円)

款	項	目	6年度 当初予算額	5年度 当初予算額	増減額	増減率
2	総務費		66,135	31,634	34,501	109.06%
	1	総務管理費	66,135	31,634	34,501	109.06%
		1 一般管理費	58,100	-	58,100	-
		6 財産管理費	7,900	31,268	▲ 23,368	▲ 74.73%
		23 諸費	135	366	▲ 231	▲ 63.11%
3	民生費		12,949,660	12,680,261	269,399	2.12%
	1	社会福祉費	12,949,660	12,680,261	269,399	2.12%
		7 国民健康保険事業費	4,165,108	4,239,139	▲ 74,031	▲ 1.75%
		9 後期高齢者医療事業費	8,784,552	8,441,122	343,430	4.07%
4	衛生費		2,850,376	4,589,773	▲ 1,739,397	▲ 37.90%
	1	保健衛生費	2,850,376	4,589,773	▲ 1,739,397	▲ 37.90%
		1 保健衛生総務費	1,322,997	1,176,042	146,955	12.50%
		2 保健所費	12,155	12,017	138	1.15%
		4 予防費	338,744	2,076,351	▲ 1,737,607	▲ 83.69%
		5 健康増進費	447,239	417,925	29,314	7.01%
		6 結核対策費	19,559	18,910	649	3.43%
		7 保健環境検査費	68,041	43,684	24,357	55.76%
		8 環境衛生費	88,516	309,034	▲ 220,518	▲ 71.36%
		11 診療所費	553,125	535,810	17,315	3.23%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
112~113	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	22-1	【単独】庁舎等施設整備 事業費 施設改修ほか	千円 58,100

1 概要

野母崎診療所に併設する介護福祉施設は、同診療所(19床)の無床化に伴い、長崎市が地域住民の要望を踏まえて診療所以外の部分を介護福祉施設として有効活用することを計画し、社会福祉法人洗洋会が開設したものである。

近年、同施設内のショートステイ利用者が増加し、利用希望者が施設を利用できない事案が発生している。診療所を無床化した長崎市において、需要に対応できるようショートステイの居室数を増床するもの。

2 これまでの経緯

野母崎診療所は、赤字縮減や医師の継続的な確保が困難等の理由により、段階的に規模・機能を縮小し、平成25年4月からは入院機能を廃止して無床の診療所となった。

無床化にあたっては、長崎市が責任をもって介護福祉施設として活用することを前提に地元の了承を得た。

長崎市と洗洋会は、野母崎地域の福祉サービスの提供体制が維持され、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、洗洋会が実施する介護福祉施設の円滑な運営に向けて相互に連携するものとし、長崎市は必要かつ可能な範囲で洗洋会に協力するものとしている。

- ・平成14年4月 町立野母崎病院を現在地に新築移転(65床)
- ・平成17年1月 長崎市と旧野母崎町の合併
- ・平成23年4月 野母崎病院を有床診療所化へ(19床)
- ・平成25年4月 野母崎診療所の無床化
- ・平成25年11月 長崎記念病院と介護福祉施設の開設に係る基本協定書締結
- ・平成26年～27年 介護福祉施設開設のための改修工事
- ・平成27年9月 洗洋会と建物・土地の賃貸借契約事業開始
- ・令和5年4月 洗洋会と野母崎診療所介護福祉施設基本協定書の締結

3 事業の必要性

(1) 洸洋会ショートステイの現行(10床)稼働率と5床増床した場合の予想稼働率

【R4年度】

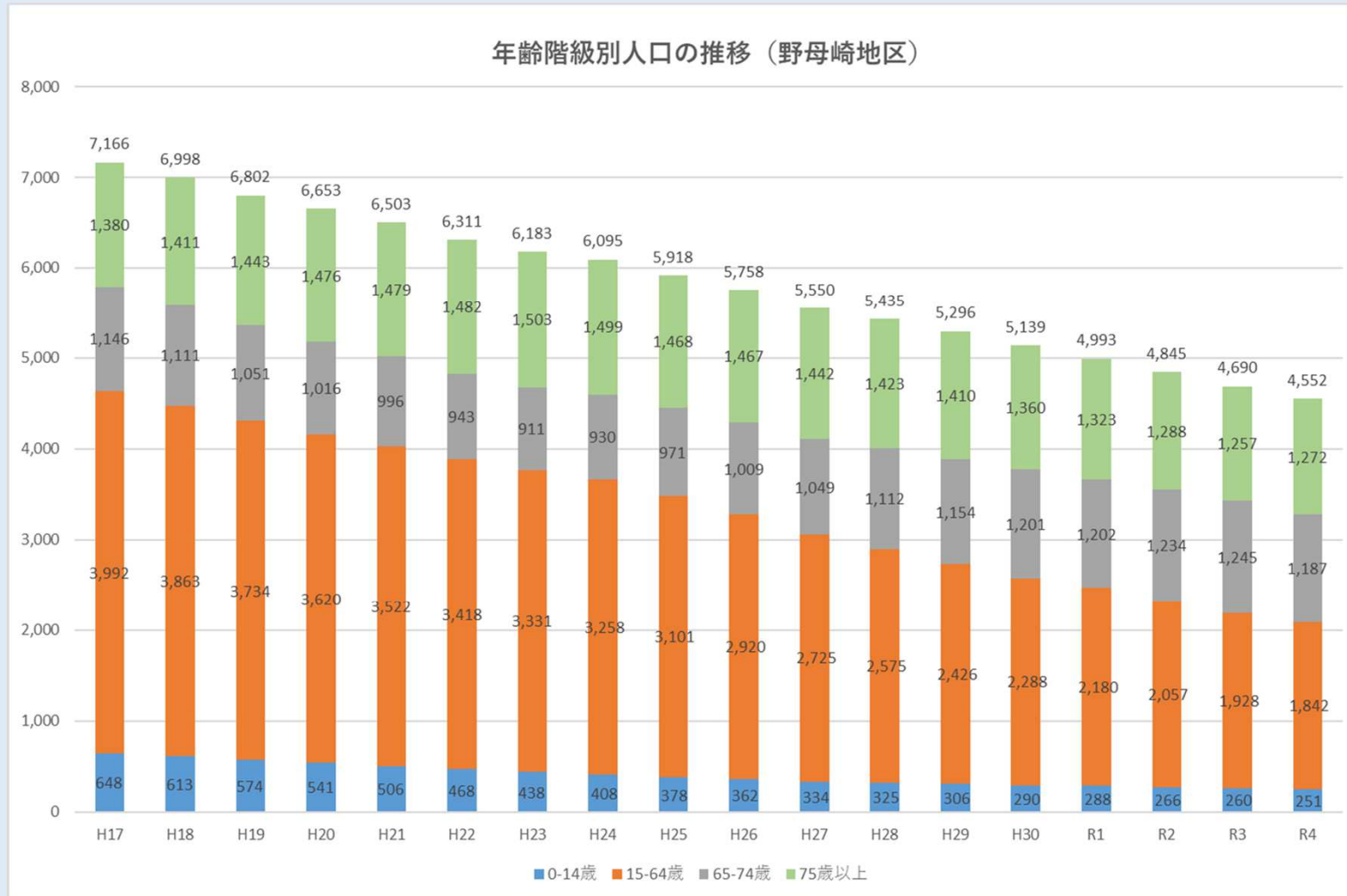
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①入所者数 (延人数実績)	287	279	265	280	243	263	255	266	285	254	265	300	3,242
②延床数	300	310	300	310	310	300	310	300	310	310	280	310	3,650
現行稼働率 (①/②)	95.7%	90.0%	88.3%	90.3%	78.4%	87.7%	82.3%	88.7%	91.9%	81.9%	94.6%	96.8%	88.8%
③満床により利用できない入所 希望者 (想定 月10件×14日)	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	1,680
④5床増床による延床数増床分	150	155	150	155	155	150	155	150	155	155	140	155	1,825
⑤5床増床による予想稼働率 (①+③)/(②+④)	94.9%	90.1%	90.0%	90.3%	82.4%	89.6%	84.9%	90.2%	91.4%	84.7%	96.4%	94.6%	89.9%

【R5年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
①入所者数 (延人数実績)	282	311	313	314	349	305	299	2,173
②延床数	300	310	300	310	310	300	310	2,140
現行稼働率 (①/②)	94.0%	100.3%	104.3%	101.3%	112.6%	101.7%	96.5%	101.5%
③満床により利用できない入所 希望者 (想定 月10件×14日)	140	140	140	140	140	140	140	980
④5床増床による延床数増床分	150	155	150	155	155	150	155	1,070
⑤5床増床による予想稼働率 (①+③)/(②+④)	93.8%	97.0%	100.7%	97.6%	105.2%	98.9%	94.4%	98.2%

- ・現行のショートステイの令和4年度年間稼働率は88.8%、令和5年度上半期稼働率は101.5%でいずれも高い状態にある。
- ・現在、満床のため月10件程度利用できない事案が発生しているが、近隣に代替施設が乏しく在宅を余儀なくされていると考えられる。
- ・洸洋会ショートステイ利用者の月平均利用日数は14日であり、1月あたり10人×14日=延140人が入所できていないと想定される。
- ・これら利用者を全て受け入れるとして予想稼働率を算出した場合、5床増床し計15室が必要と考えられる。

(2) 年齢階級別人口の推移（野母崎地区）



- ・野母崎地区の人口は、平成17年の合併から令和4年までの間に4割近く減少しているものの、65歳以上の高齢者人口は2400～2500人台の一定数で推移している。
- ・野母崎地区の高齢化率は、令和4年末現在で54.0%と長崎市全体の33.7%と比較して著しく高齢化が進んでいる。
- ・高齢者を支える64歳以下の人口は、平成17年以降5割以上減少しており、これまで以上にショートステイの需要が高まることが見込まれる。

4 事業内容

- (1) 事業実施施設 野母崎診療所内介護福祉施設
- (2) 総事業費 58,100千円
- (3) 事業費内訳 工事請負費 58,100千円
- (4) 事業内容 野母崎診療所内介護福祉施設内部改修（3階部分）
 - ア 既存のショートステイ10室のうち5室を2分割して5室増室し、計15室とする
 - イ 関連する床、天井及びアルミサッシ改修、耐火間仕切壁新設、出入口建具新設ほか
 - ウ 上記に伴う電気、機械設備工事含む

5 位置図等



建物外観



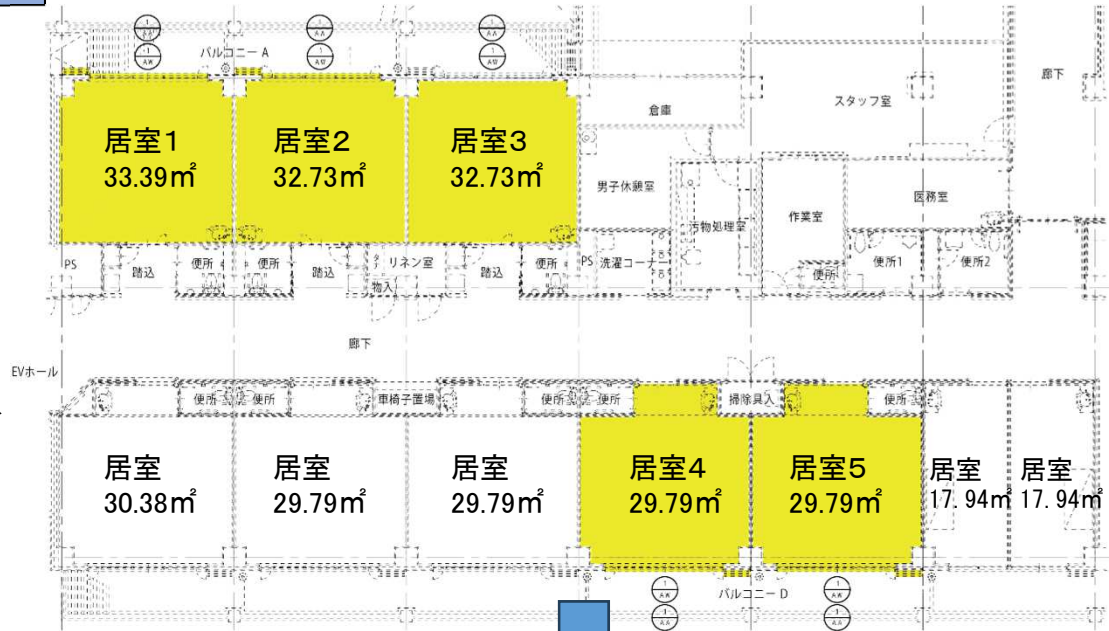
ショートステイ
居室内部

6 平面図

野母崎診療所内介護福祉施設
3階部分

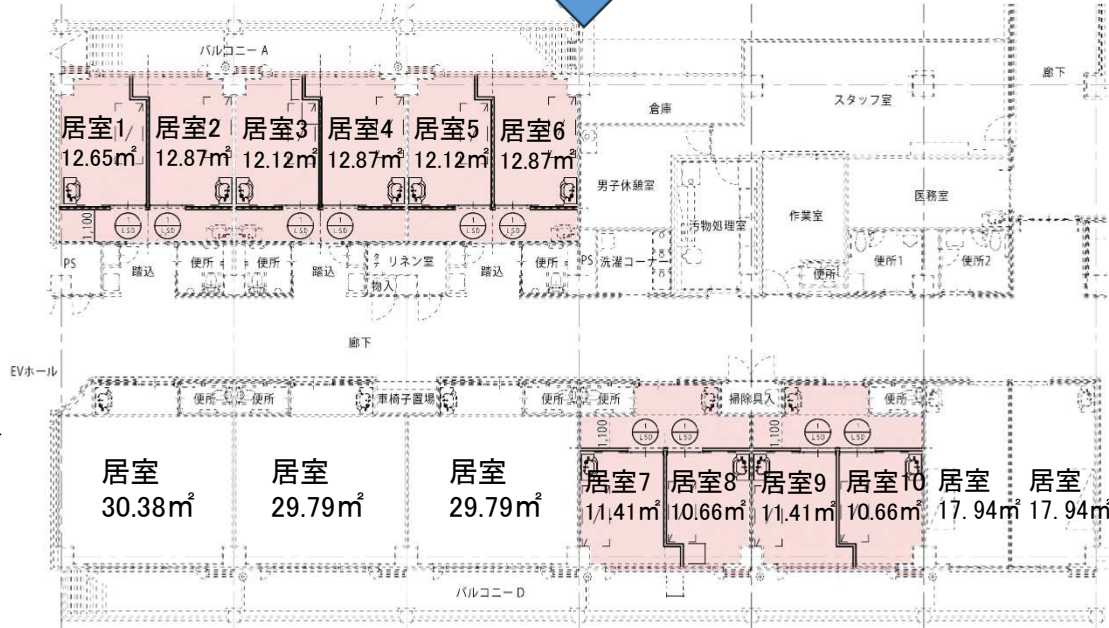
改修前

ショートステイ
10室



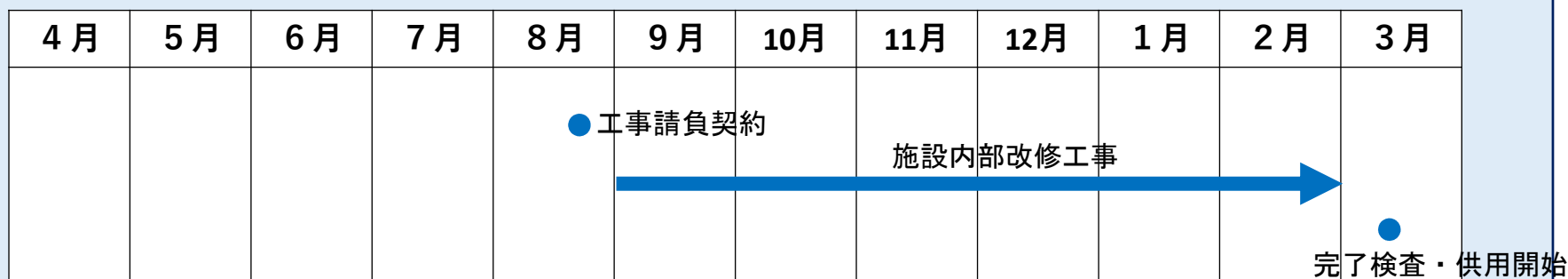
改修後

ショートステイ
15室



既存のショートステイ10室のうち5室を2分割して5室増室し計15室とする。

7 スケジュール



8 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
58,100	—	—	58,100	—	—

※過疎債

9 施設概要

建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建（建築年月 平成14年4月）

延床面積 5,145.45㎡（建物全体）

貸付面積 建物 4,008.18㎡ 駐車場 548.6㎡（45台分）

建物の用途 3階 地域密着型特別養護老人ホーム（10床）、ショートステイ（10床）
 2階 地域密着型特別養護老人ホーム（19床）
 1階 野母崎診療所、デイサービス（定員 40人）

野母崎診療所介護福祉施設基本協定書

長崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人洗洋会（以下「乙」という。）は、甲所有の野母崎診療所の無床化に伴い、甲が地域住民の要望を踏まえて診療所以外の部分を介護福祉施設として活用することを計画し、乙は甲に協力して甲の要請に応じ介護福祉施設を開設するに至った経緯を踏まえ、乙が開設した施設の運営に関し、次のとおり必要な基本事項を定め基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が開設した介護福祉施設について、開設後の円滑な運営に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（介護福祉施設の内容）

第2条 乙が実施する介護福祉事業は次のとおりとする。

- （1）特別養護老人ホーム
- （2）ショートステイ
- （3）デイサービス
- （4）その他長崎市が認めた事業

（介護福祉施設の実施期間）

第3条 乙が実施する介護福祉施設は、平成27年9月1日から最低10年間継続するものとし、期間終了後は継続も可能とする。ただし、社会情勢の変化等により、乙が実施する介護福祉施設の運営に支障が生じた場合には、甲及び乙が対応を協議するものとする。

（建物、土地の貸付）

第4条 建物及び土地については、有償貸付とする。

2 前項の期間及び対象については、建物及び土地に係る賃貸借契約書に定める貸付期間及び貸付物件とし、期間終了後は再契約も可能とする。

（介護福祉施設開設後の運営費等）

第5条 乙は、介護福祉施設開設後における運営を自己の責任において経営的に独立して行うものとする。

(介護福祉施設の運営に係る連携等)

第6条 甲及び乙は、野母崎地域の福祉サービスの提供体制が維持され、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、乙が実施する介護福祉施設の円滑な運営に向けて相互に連携するものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

(誠実協議)

第7条 社会経済事情の著しい変動その他やむを得ない理由により本協定を遂行することが困難な事項が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議する。

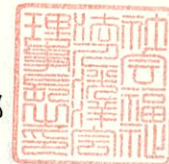
本協定書締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年4月14日

甲 長崎市魚の町4番1号
長崎市
代表者 長崎市長 田上 富久



乙 長崎市野母崎町2283番地7
社会福祉法人 洗洋会
理事長 福井 浩一郎



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	1 社会福祉費	9 後期高齢者医療事業費	2-3	後期高齢者保健事業及び 介護予防一体的実施事業費	1,122 千円

1 概要

高齢者保健事業については、後期高齢者医療保険の保険者である長崎県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が主体となって実施しているが、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定により、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、より効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細やかなものにするため、市町村と広域連合が連携し、介護保険計画に基づく日常生活圏域（以下、「圏域」という。）ごとに保健事業と介護予防を一体的に実施することとされている。令和5年度は試験的に1圏域を選定し実施し、令和6年度においては、4圏域に拡大し実施するもの。なお、保健事業と介護予防の一体的実施については、市民健康部、福祉部及び各総合事務所が連携し実施する。

2 事業内容

(1) 医療課題の分析、事業の企画・調整

高齢者の医療課題を圏域ごとに分析し、課題解決のための保健事業を企画するとともに庁内外の関係者との連絡、調整を行う医療専門職の配置が必要であるが、現時点においては、現任の医療専門職で対応することとしている。

(2) 地域における高齢者への支援の実施(1圏域につき、ア及びイの両方を実施)

ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)の実施

1,122千円

地区ごとの分析に基づき、重症化のリスクが高い者として抽出された高齢者に対し、医療専門職が重症化予防に係る保健指導等の個別的支援を行う。

実施方法については、国民健康保険の保健事業として実施している、糖尿病性腎臓病重症化予防事業を後期高齢者医療被保険者に対して実施する。

(内訳)

(ア) ハイリスク者への受診及び健診勧奨通知の送付

(233千円)

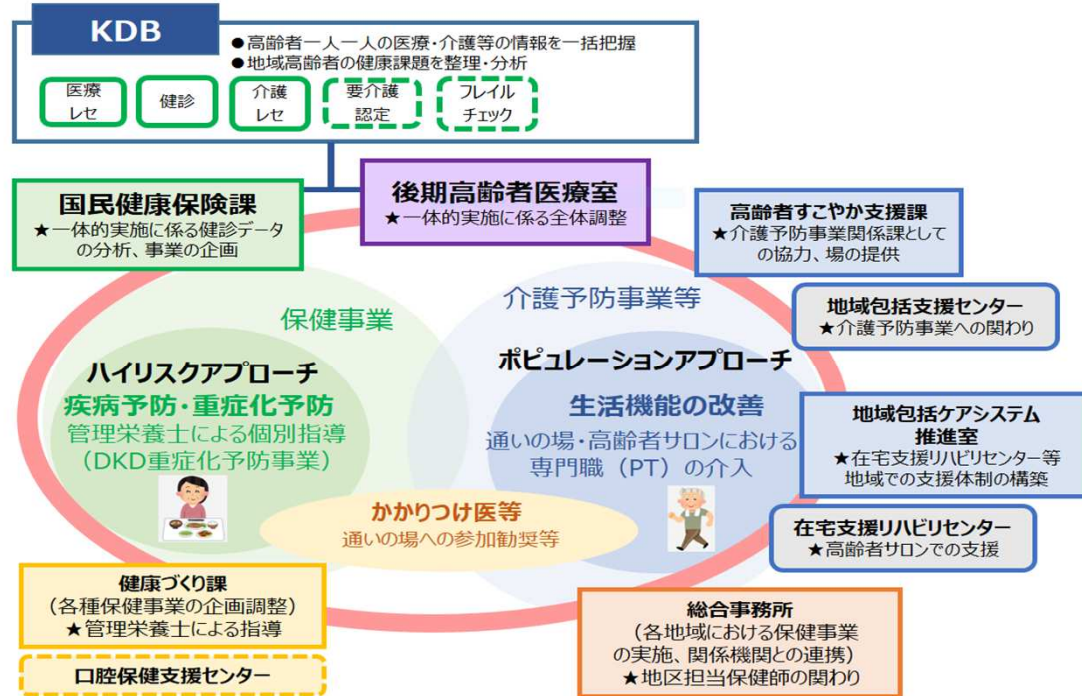
(イ) 管理栄養士における保健指導(人件費相当)

(889千円)

イ 通いの場等への医療専門職の積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

ハイリスクアプローチを実施する圏域における通いの場において、地域の医療課題に対応した健康教育や健康相談等を行い、当該地域の高齢者ふれあいサロンにおける理学療法士による体力測定等を行う、地域リハビリテーション活動支援事業(既存事業)を本事業に位置付けて実施する。

<参考>長崎市の後期高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業にかかる連携図



★印は一体的実施における主な役割を記載

★R5年度は1圏域で実施
★R6年度は4圏域へ拡大



3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源
千円 1,122	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,121	千円 1

※1 長崎県後期高齢者医療広域連合委託料

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
184～185	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	5-6	看護師等確保支援費補助金	千円 4,500

1 概 要

1 目的

長崎医療圏の医療機関、特に救急医療を担う病院において看護師を中心とした人材の確保が難しくなっており、人員不足により救急搬送の受入れができない事案が発生している。

地域の救急医療提供体制を維持するため、主に新卒看護師の地元就職・定着及び転入促進を図ることを目的として、長崎医療圏病院群輪番制病院（市内9病院）に対し、採用活動やSNS等を活用した病院の情報発信等の支援を行うもの。

2 看護師等を取り巻く状況

(1) 病院における看護師等の充足状況（令和5年4月1日時点）

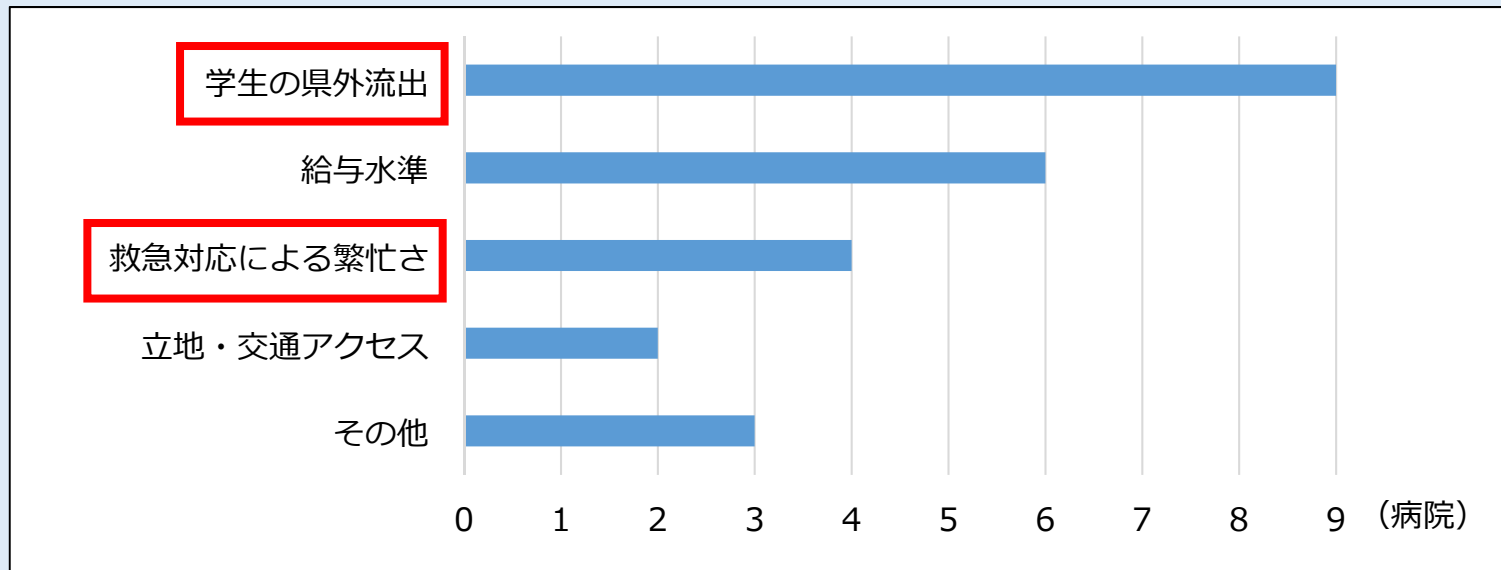
ア 充足率（採用数/募集数）

全病院 43病院（回答数35）	70.6%
-----------------	-------

イ 1病院あたりの不足数

長崎医療圏病院群輪番制病院	9病院（回答数9）	6.7人
長崎医療圏病院群輪番制病院以外の病院	34病院（回答数26）	3.0人

(2) 看護師等を充足できない理由（長崎医療圏病院群輪番制病院）



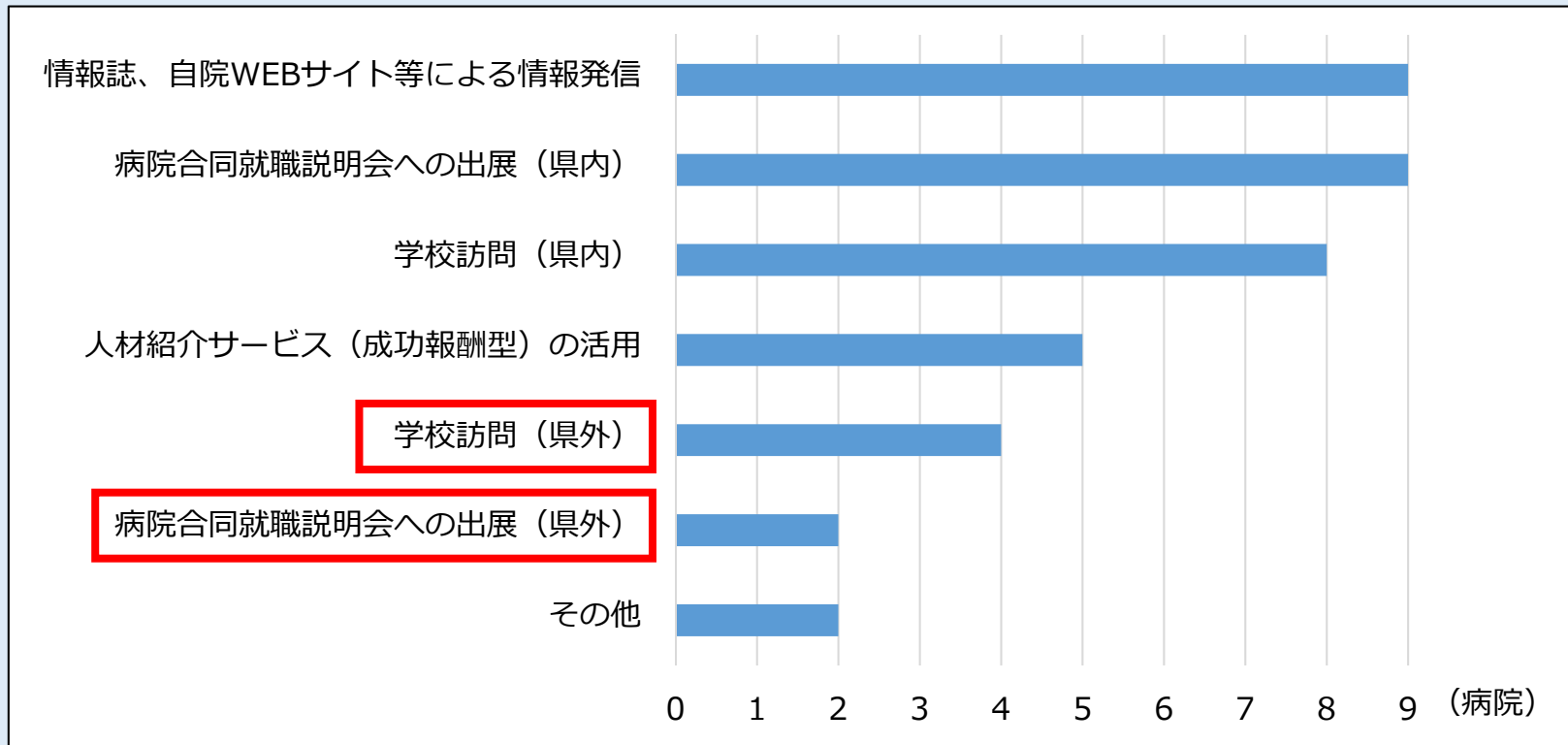
充足できない理由の上位に「学生の県外流出」と「救急対応による繁忙さ」があがっている。

【参考】長崎県内の看護師等学校養成所卒業生の看護師としての就業状況（令和3年度卒業）

卒業生数	看護職として就業			
	全体	県内		県外
		合計	うち長崎市	
805人	671人	515人	219人	156人
	100.0%	76.8%	32.6%	23.2%

※看護職就業者の約2割（156名）が県外へ流出しているが、同程度（161名）が県外から流入している。

(3) 採用活動の取組み（長崎医療圏病院群輪番制病院）



ほぼ全ての病院が、情報誌や自院のWEBサイト等による情報発信や県内の合同就職説明会への出展や学校訪問を行っているが、**県外の学校訪問及び県外の合同就職説明会への出展**を行っている病院は少ない。

2 事業内容

(1) 交付対象者

長崎医療圏病院群輪番制病院（市内9病院）

(2) 補助対象経費

- ア 県外の就職説明会等（オンライン含む）への出展費
- イ 県外の看護師養成校への訪問に係る旅費
- ウ 自院の病院見学及びインターンシップ（病院実習を除く）への県外の看護師養成校からの参加者の旅費
- エ SNSや就活サイト等を活用した人材確保のための各種広告費
- オ ホームページ（採用情報の専用ページのみ）及び採用サイトの制作費または改修費（スマートフォンへの最適化含む）
- カ 病院PR動画・採用パンフレット（電子版含む）の制作費または改修費
- キ リクルート活動に関するコンサルティング料

(3) 補助率及び補助上限額

補助対象経費の2分の1以内、上限50万円

(4) 総事業費

500千円×9病院＝4,500千円

3 スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請期間											
補助対象事業実施											

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 4,500	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 4,500

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
186~187	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	11-2	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 運営費負担金	千円 1,033,823

1 概 要

地方独立行政法人法第85条の規定により、その性質上、法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等について、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ、設立団体である長崎市が負担するもの。

2 事業内容

(1) 不採算経費

区 分	金 額 (千円)	備 考
救急医療	408,011	救急医療体制の確保に必要な経費
医師等の研究研修	11,000	医師、看護師等の研究研修に要する経費の1/2
結核医療	5,670	結核病床（13床）の確保に要する経費
感染症医療	25,506	感染症病床（6床）の確保に要する経費
小児医療	32,981	小児病床（20床）の確保に要する経費
周産期医療	56,213	周産期医療に供する病床の確保に要する経費 ・NICU（新生児特定集中治療室）（9床） ・GCU（新生児治療回復室）（6床）
院内保育所	1,040	病院内保育所の運営に要する経費
小 計	540,421	

(2) その他

区 分	金 額 (千円)	備 考
地方独立行政法人移行前 地方債元金償還分	44,600	地方独立行政法人移行前の企業債元利償還金の1/2 (H14年度以前は2/3)
地方独立行政法人移行前 地方債利息償還分	12,540	
地方独立行政法人移行後 地方債元金償還分	407,406	地方独立行政法人移行後の企業債元利償還金の1/2
地方独立行政法人移行後 地方債利息償還分	28,856	
小 計	493,402	
合 計	1,033,823	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,033,823	—	—	—	—	1,033,823

4 参考資料

(1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構運営費負担金（前年度比較）

（単位：千円）

区 分		令和5年度 当初予算(a)	令和6年度 当初予算(b)	増減額 (b) - (a)	主な増減理由
不 採 算 経 費	① 救急医療	437,955	408,011	▲ 29,944	①診療単価の上昇に伴い診療収入が増加したことなどによる減
	② 医師等の研究研修	14,054	11,000	▲ 3,054	②研究研修に係る経費の減
	③ 結核医療	4,079	5,670	1,591	
	④ 感染症医療	0	25,506	25,506	④新型コロナ対応に係る病床確保料が終了したことによる皆増
	⑤ 小児医療	31,500	32,981	1,481	
	⑥ 周産期医療	47,750	56,213	8,463	⑥患者数の減に伴い診療収入が減少したことなどによる増
	⑦ 院内保育所	5,984	1,040	▲ 4,944	⑦特別交付税の算定基礎の変更による減
小 計		541,322	540,421	▲ 901	
そ の 他	地方独立行政法人移行前 地方債元金償還分	44,823	44,600	▲ 223	
	地方独立行政法人移行前 地方債利息償還分	13,656	12,540	▲ 1,116	
	地方独立行政法人移行後 地方債元金償還分	342,465	407,406	64,941	令和4年度に購入した医療機器に係る起債の償還が開始したことなどによる増
	地方独立行政法人移行後 地方債利息償還分	19,884	28,856	8,972	
小 計		420,828	493,402	72,574	
合 計		962,150	1,033,823	71,673	

4 参考資料

(2) 地方独立行政法人長崎市立病院機構予算（前年度比較）

（単位：千円、税込）

区 分		令和5年度(a)	令和6年度(案)(b)	増減額(b)－(a)
収入		15,326,127	14,114,079	▲ 1,212,048
	営業収益	14,487,335	13,437,760	▲ 1,049,575
	医業収益	13,840,253	12,791,746	▲ 1,048,507
	運営費負担金収益	586,089	585,021	▲ 1,068
	補助金等収益	60,993	60,993	0
	営業外収益	123,327	168,914	45,587
	運営費負担金収益	33,645	33,113	▲ 532
	その他営業外収益	89,683	135,801	46,118
	資本収入	715,465	507,405	▲ 208,060
	運営費負担金	342,465	407,405	64,940
	長期借入金	373,000	100,000	▲ 273,000
	その他資本収入	0	0	0
	その他の収入	0	0	0
	支出		15,652,867	15,274,745
	営業費用	14,121,732	14,116,018	▲ 5,714
	医業費用	14,121,732	14,116,018	▲ 5,714
	給与費	7,668,937	7,868,604	199,667
	材料費	3,901,230	3,905,987	4,757
	経費	2,483,187	2,294,603	▲ 188,584
	その他	68,377	46,824	▲ 21,553
	営業外費用	104,977	102,346	▲ 2,631
	資本支出	1,426,158	1,056,381	▲ 369,777
	建設改良費	659,185	150,000	▲ 509,185
	償還金	766,973	896,865	129,892
	その他資本支出	0	9,516	9,516
	その他の支出	0	0	0

4 参考資料

(3) 地方独立行政法人長崎市立病院機構決算（3か年推移）

（単位：千円、税抜）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益の部（a）		16,489,376	17,353,988	16,050,956
	営業収益	16,275,552	17,234,382	15,825,568
	医業収益	11,615,992	12,333,186	11,904,470
	運営費負担金収益	629,149	641,488	610,261
	補助金収益	3,479,369	3,698,521	2,758,887
	その他営業収益	551,042	561,187	551,950
	営業外収益	115,233	118,076	119,088
	運営費負担金収益	33,692	31,940	31,084
	その他営業外収益	81,541	86,136	88,004
	その他の収入	98,591	1,530	106,300
	費用の部（b）		14,462,789	15,115,420
	営業費用	14,287,110	14,748,166	14,991,219
	医業費用	13,481,819	13,827,661	14,118,683
	給与費	7,571,266	7,578,244	7,583,543
	材料費	3,069,643	3,282,575	3,445,444
	経費	1,903,312	2,028,495	2,137,919
	その他	937,598	938,347	951,777
	一般管理費	326,327	412,640	338,380
	その他営業費用	478,964	507,865	534,156
	営業外費用	172,762	171,170	174,270
	その他の支出	2,917	196,084	87,683
当期純利益（c = a - b）		2,026,587	2,238,568	797,784
目的積立金取崩額（d）		0	0	19,788
当期総利益（e = c + d）		2,026,587	2,238,568	817,572
目的積立金取崩額（資本剰余金）（f）		0	0	275,566
累積剰余金 g（前年度 g + e - d - f）		▲445,559	1,793,009	2,315,227

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
190～191	4 衛生費	1 保健衛生費	5 健康増進費	1-3	がん検診等事業費	千円 434,537

1 概 要

- (1) 健康増進法に基づき、各種がんの死亡率の低減、歯周疾患や生活習慣病の予防と早期発見を図るため、胃・肺・大腸・子宮頸・乳及び前立腺がん検診並びに胃がんリスク検診、生活保護受給者等の健康診査、歯周疾患検診を実施するもの。
- (2) 上記検（健）診を実施するにあたり、広報紙等による周知、個別の受診勧奨、女性がん検診の無料クーポン券の配布及び未受診者の方への再勧奨並びに医療機関との連携等により、広く市民に向けて各種がん検診等の受診促進を図るもの。
- (3) 健康診査制度の運用見直しに伴い、現行の福祉系システムの改修を行うもの。

2 事業内容

- (1) 各種がん検診等の実施にかかる経費 426,004千円
 医療機関等への委託による個別・集団検(健)診の委託料等

《受診件数、受診見込数》

検(健)診種類	受診件数			R6年度 受診見込件数	予算額 (千円)
	R3年度	R4年度	R5年度見込		
胃がん検診	9,865	10,484	11,314	11,041	406,076
肺がん検診	15,882	17,136	18,370	17,645	
大腸がん検診	11,175	11,735	12,214	12,057	
子宮頸がん検診	10,657	10,436	10,520	10,478	
乳がん検診	6,319	5,995	6,209	6,156	
前立腺がん検診	2,085	2,259	2,180	2,200	4,520
胃がんリスク検診	160	229	234	192	687
健康診査(生活保護受給者等)	815	884	881	950	9,728
歯周疾患検診	1,440	991	755	1,000	4,993

- (2) 各種がん検診等普及啓発及び受診勧奨にかかる経費 4,252千円
 広報紙折込作成、市庁舎等におけるパネル展示、30歳(女性)及び40歳(男女)になられた方への個別の受診勧奨、女性のがん検診無料クーポン券配布及び未受診者への再勧奨、医療機関との連携等

(3) 健康診査制度の運用見直しにかかる福祉系システム改修経費 4,281千円

健康増進法に基づく生活保護受給者及び中国残留邦人等を対象とした健康診査は、特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準等に基づき実施される健康診査に準じることとされており、当該基準が見直されたことに伴い、現行の福祉系システムの改修をするもの。

なお、主な見直しは、健康診査項目（中性脂肪）の変更、喫煙や飲酒にかかる質問項目の変更、保健指導対象者の選定時の項目変更など。

3 財源の内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円 434,537	千円 1,617	千円 8,403	千円 —	千円 28	千円 424,489

※1 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 補助基本額（3,235千円）×1/2

※2 長崎県健康増進事業費補助金 補助基本額（12,605千円）×2/3

※3 保険料個人負担金

(参考)検(健)診一覧表

検(健)診種類	対象者 (受診間隔)	検査内容	自己負担額(円)		
			医療機関	集団	
胃がん検診	40歳以上 (1回/年度)	バリウムまたは胃カメラ検査 ※集団はバリウムのみ	2,000	500	
肺がん検診		胸部エックス線検査 ※医師の判断により喀痰検査	400 (※900)	無料 (※300)	
大腸がん検診		便潜血検査	600	300	
子宮頸がん検診	20歳以上女性 (1回/2年度)	子宮頸部細胞診検査 ※医師の判断により体部検査(集団はなし)	1,000 (※1,700)	400	
乳がん検診	30歳代女性 (1回/年度)	視触診及びエコー検査	1,400	900	
	40歳以上女性 (1回/2年度)	視触診及び マンモグラフィ検査 ※集団は視触診なし	40歳代 2方向	2,000	1,500
			50歳以上 1方向	1,600	800
前立腺がん検診	50歳以上男性 (1回/年度)	採血	無料	無料	
胃がんリスク検診	4月1日時点で40. 45. 50. 55. 60歳 (1回/年度)	採血	1,000	1,000	
健康診査 (生活保護受給者等)	40歳以上 (1回/年度)	身体測定、血液・尿検査 ・血圧測定・医師の診察	無料	無料	
歯周疾患検診	20. 25. 30. 35. 40. 50. 60. 70. 80歳 20歳以上の禁煙希望喫煙者 (対象年齢中に1回)	歯周疾患検査	400	無料	

(参考)市民健康意識調査※1による5がん検診の受診率

内 容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	※2 R5年度 目標値
胃がん検診	45.1%	41.5%	42.6%	43.0%	46.2%	50.0%
肺がん検診	54.0%	53.4%	54.1%	53.5%	60.1%	55.0%
大腸がん検診	36.7%	41.5%	40.1%	39.8%	40.1%	50.0%
子宮頸がん検診	42.1%	45.3%	43.1%	45.2%	44.3%	50.0%
乳がん検診	38.9%	42.5%	34.5%	44.0%	41.4%	50.0%

《受診率の算出について》

(市のがん検診、職場健診、人間ドックなどでがん検診を受診したと回答した数) / (算定対象年齢の回答者数)

算定対象年齢…胃がん、肺がん、大腸がん：40～69歳、子宮頸がん：20～69歳、乳がん検診：40～69歳

※1 市民健康意識調査は、20歳以上84歳以下の市民、3,300人（令和3年度まで3,500人）を対象に毎年度実施している。

※2 「第2次健康長崎市民21」における最終目標値年度

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
190～191	4 衛生費	1 保健衛生費	5 健康増進費	1-4	がん患者アピアランスケア用品 購入費補助金	千円 3,051

1 概要

がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加しているが、がん患者が治療に伴う外見(アピアランス)上の変化にとらわれることなく、治療と社会生活を両立できるよう、がん治療による外見上の変化に対応するための医療用ウィッグや乳房補整具等のアピアランスケア用品購入費用の一部を助成し、がん患者の経済的及び心理的負担の軽減を図る。

2 事業内容

- (1) 補助対象者 長崎市民でがんと診断され治療を受けた方、または現に受けている方
- (2) 補助対象経費 ① 医療用ウィッグ購入費用 ② 乳房補整具等購入費用
※ 令和6年4月1日以降購入のものに限る
- (3) 補助率 1/2
- (4) 補助上限額 20千円 (①は1回まで、②は左右の乳房切除ごとに1回まで)
- (5) 事業費 3,051千円
- 内訳 補助金 3,000千円 (20千円×150件)
郵送料 36千円
消耗品費 15千円

3 スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要綱制定、関係機関へ説明・周知、市民へ周知											
				申請受付、補助金交付							

4 財源の内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,051	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,051

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
194～195	4 衛生費	1 保健衛生費	8 環境衛生費	1-2	動物管理対策費	49,718 千円

1 概要

動物の愛護及び適正飼養の推進を図るため、飼い犬の登録・狂犬病予防注射の実施、飼い主への適正飼養や野良猫に無責任に給餌を行う者への餌やりルールの遵守の指導又は助言、野犬や放し飼いの犬の捕獲、動物愛護思想の普及・啓発、並びに犬猫の殺処分ゼロの早期達成に向けた譲渡の促進、動物愛護管理センターとしての機能を果たすための環境整備を行う。

2 主な事業内容

例年、次の(1)から(3)の事業の実施及び(4)施設の維持管理等を行っている。
令和6年度においては、これらの事業に加えて、犬猫の殺処分ゼロの早期達成に向け、(5)の事業に係る経費に対し、がんばらば長崎市応援寄附金(クラウドファンディング)を充てることにより、長崎市の財政負担の軽減を図る。

- (1) 狂犬病の予防に関する事業 5,814千円
犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、狂犬病集合予防注射を実施する。
- (2) 動物の愛護及び飼い主等への適正な飼養管理の普及啓発等に係る事業 21,708千円
動物の愛護及び飼い主への適正飼養の普及啓発、野良猫への無責任な給餌者への指導や助言、野犬や徘徊犬の捕獲等を行う。
- (3) 犬猫の引取り・処分等に関する事業 2,964千円
飼えなくなった犬猫等の引取り、譲渡及び処分等を行う。
- (4) その他(施設管理・事務費等) 18,032千円

2 主な事業内容

(5) がんばらんば長崎市応援寄附金(クラウドファンディング)を活用する事業 1,200千円(ア+イ+ウ)

ア ミルクボランティアの実施 800千円

動物愛護管理センターが引き取った授乳の必要な子猫を自宅等で一時的に預り、離乳するまでの間、哺乳や排せつの介助等を行うもの。

ミルクボランティアを実施する上で必要な下記にあげる費用に対し、寄附金を充てることとする。

なお、離乳後は、当該子猫を動物愛護管理センターに返還し、譲渡に向け、動物愛護管理センターが飼養管理を行う。

〈内訳〉

(ア) 消耗品費	226千円	(哺乳瓶、猫砂等)
(イ) 飼料費	164千円	(粉ミルク、離乳用フード等)
(ウ) 医薬材料費	77千円	(シリンジ、消毒液等)
(エ) 保険料	2千円	(ボランティア活動保険料)
(オ) その他負担金	331千円	(ウイルス検査や寄生虫(ノミ・ダニ)の駆除等の医療費)

イ 収容犬猫の飼養管理 129千円

動物愛護管理センターに収容されている犬猫について、ミルクボランティアの実施による子猫の収容日数の増加により、令和5年度予算と比較した飼料費の増額分

ウ 動物愛護管理センターの環境整備 271千円

収容犬猫の飼養改善のため、必要となる備品の購入費用

3 財源内訳

事業費	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	地方債	使用料・手数料	その他※	一般財源
千円 49,718	千円 —	千円 —	千円 —	千円 9,370	千円 1,275	千円 39,073

※ がんばらんば長崎市応援寄附金(クラウドファンディング型ふるさと納税) 1,200千円、
犬飼育管理料 64千円、保険料個人負担金 11千円

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
194～195	4 衛生費	1 保健衛生費	8 環境衛生費	1-4	まちなこ不妊化推進費	9,992 千円

1 概要

飼い主のいない猫(野良猫)を対象に不妊去勢手術の費用を助成して、野良猫の繁殖を抑制し、市民の生活環境の保全を図るとともに、猫の殺処分数を減少させる。

2 事業内容

飼い主のいない猫の多く集まる場所(生息域)において、その全ての猫を対象に、個人又は団体が行う不妊去勢手術の費用を助成するもので、手術後は、元の場所に戻し、地域内の猫の数の推移について情報収集をしながら、不妊化を行うエリアを増やし、飼い主のいない猫の数の減少を図る。

この不妊去勢手術の助成費(令和5年度予算からの増額分(メス100頭分:1,800千円)については、がんばらんば長崎市応援寄附金(クラウドファンディング)を充てることにより、長崎市の財政負担の軽減を図る。

(1) 事業費内訳

- ア 負担金、補助金及び交付金(不妊去勢手術費の助成) 9,800千円
- イ 報償費(捕獲作業謝礼金) 25千円
- ウ 需用費(消耗品、チラシ作成) 89千円
- エ 役務費(郵送料) 78千円

(2) 予定頭数

令和6年度 600頭(メス 500頭・オス100頭)〈前年度比 メス+100頭〉

【参考】令和5年度 500頭(メス 400頭・オス100頭)

(3) 助成額(上限額)

メス 18千円/頭・オス 8千円/頭

2 事業内容

- (4) 自己負担額
メス、オスともに 2千円/頭

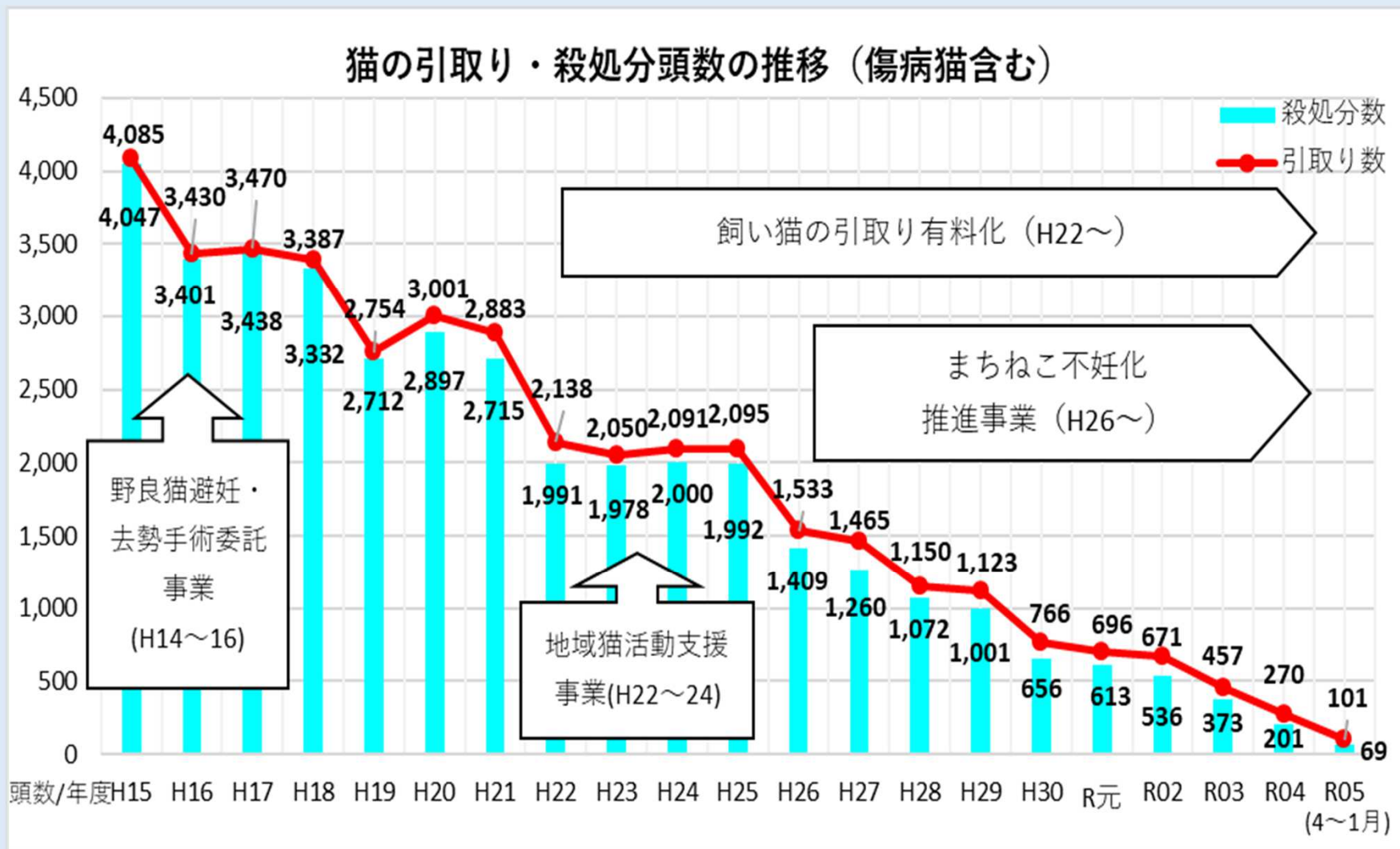
3 参 考

- (1) 助成件数の推移(過去5か年)

年度	申込み状況			助成状況			
	町数	件数	頭数	町数	件数	頭数	(頭数内訳)
令和元年度	141	196	1,156	29	31	305	メス 181 オス 124
令和2年度	135	176	1,213	26	26	334	メス 174 オス 160
令和3年度	124	178	1,499	25	24	417	メス 242 オス 175
令和4年度	113	157	1,470	26	26	480	メス 240 オス 240
令和5年度 (令和6年1月末現在)	108	141	1,206	30	30	560	メス 211 オス 349

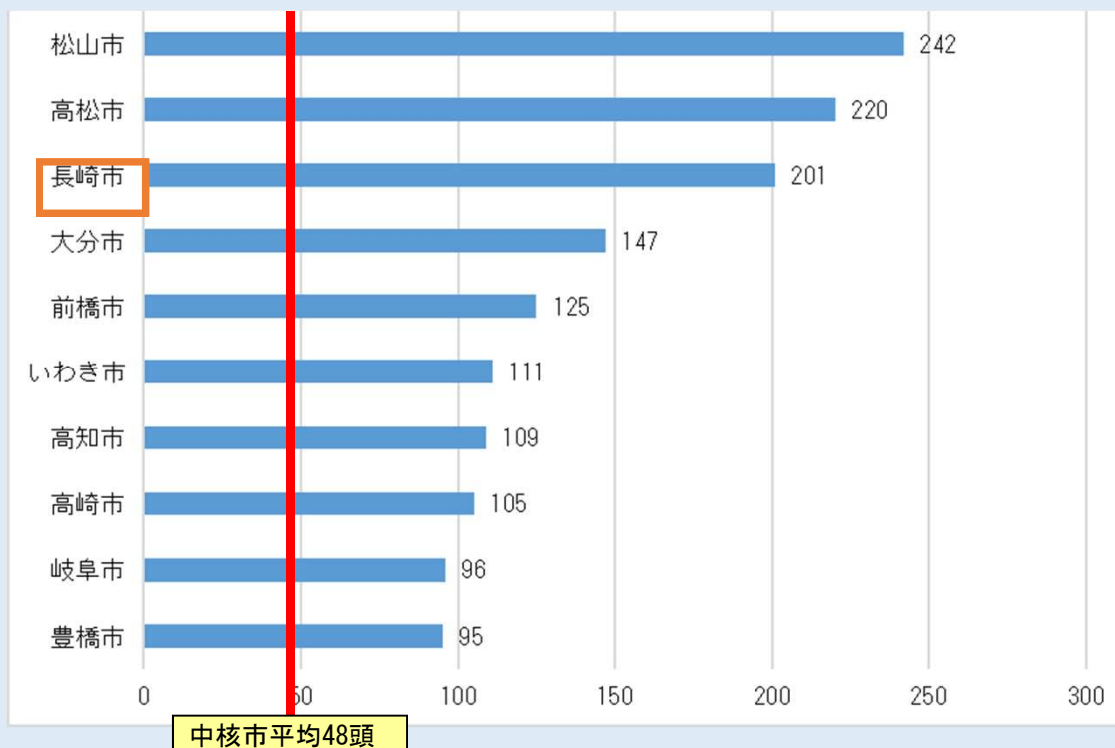
3 参 考

(2) 長崎市における猫の引取り(傷病を含む)・殺処分頭数(自然死を含む)の推移



3 参 考

(3) 令和4年度における猫の殺処分(自然死を含む)が多い中核市 10市



4 財源内訳

事業費	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	地方債	使用料・手数料	その他※	一般財源
千円 9,992	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,800	千円 8,192

※ がんばらば長崎市応援寄附金(クラウドファンディング型ふるさと納税)

継 続 費				期 間	総事業費
ページ	款	項	事業名		
324～325	4 衛生費	1 保健衛生費	環境衛生施設負担 動物愛護管理センター 解体費負担	令和6年度 ～令和9年度	千円 177,100

1 事業概要

中部下水処理場の敷地内に所在する動物愛護管理センターは、同処理場の廃止(令和5年度末)に伴い旧クリーンセンターに移転し、令和6年度に供用開始することとしている。

上下水道局において同処理場敷地内施設の解体・撤去工事を一括して実施するため、解体・撤去工事費のうち、動物愛護管理センター相当分を負担する。

動物愛護管理センターをはじめ、敷地内に複数所在する施設の解体・撤去工事を計画的かつ段階的に進めていく必要があることから、複数年度にわたって予算の執行が可能となる「継続費」を設定するもの。

2 継続費の設定理由

本事業の予算は、令和5年度に上下水道局が行った詳細設計を基に、令和6年度から令和9年度までを予定に行う中部下水処理場敷地内施設の解体・撤去工事において、動物愛護管理センターに係る費用を要するため、継続費として予算計上するもの。

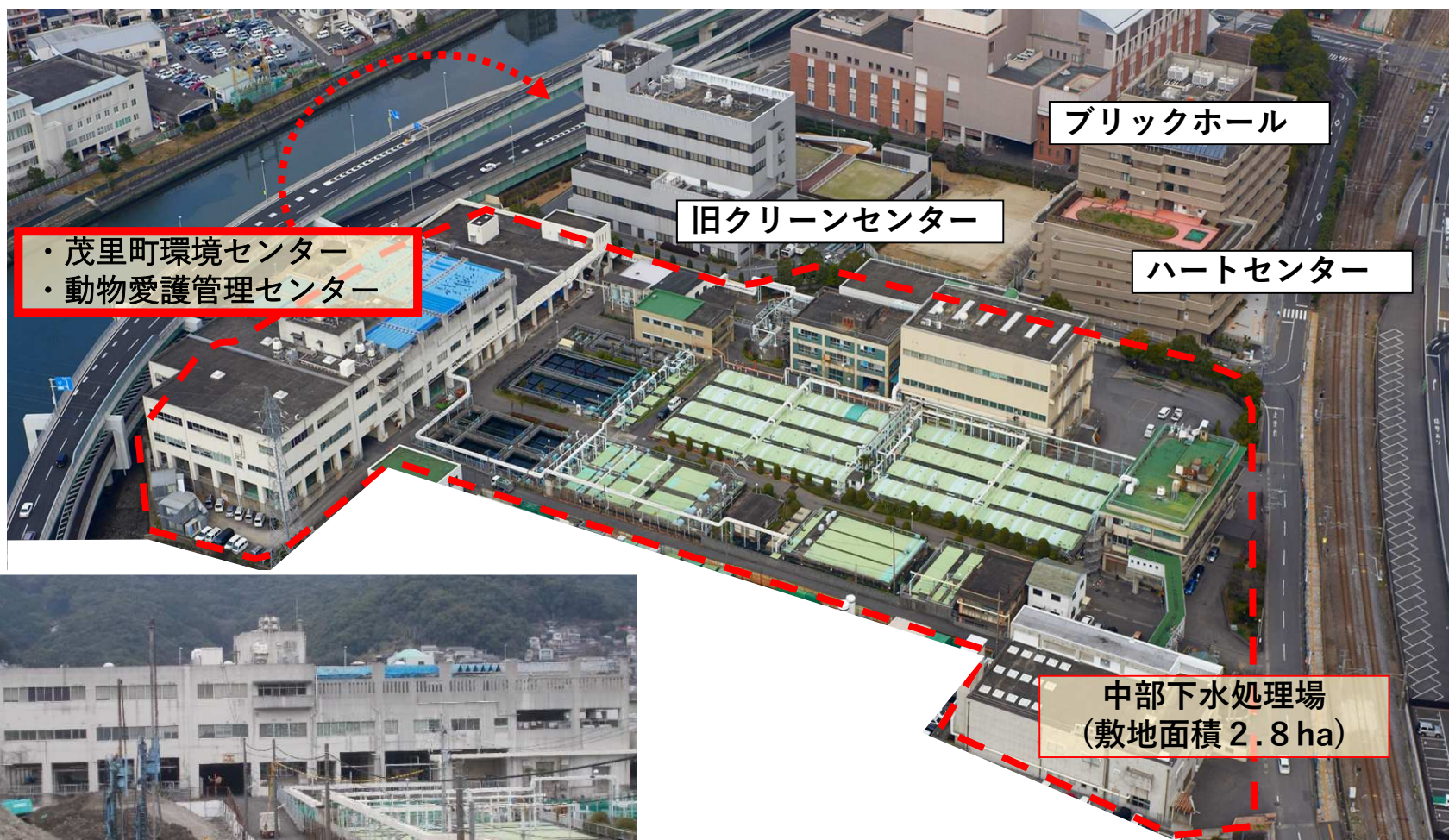
3 継続費の財源内訳

(単位 千円)

年 度	事 業 費 (年割額)	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	地方債※	一般財源
令和6年度	—	—	—	—	—
令和7年度	66,600	—	—	59,900	6,700
令和8年度	52,200	—	—	46,900	5,300
令和9年度	58,300	—	—	—	58,300
合 計	177,100	—	—	106,800	70,300

※公共施設等適正管理推進事業債 充当率 90% (交付税措置率—%) 令和8年度まで

4 解体施設の概要



(現況写真)

動物愛護管理センター施設概要

- (1) 所在地：長崎市茂里町2番2号
- (2) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
(2階の一部)
- (3) 延べ面積：1,104.75㎡(動物愛護管理センター所管)
- (4) 経過年数：41年(昭和58年11月竣工)

